

県南広域振興局長告示第43号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成28年3月29日

県南広域振興局長 堀 江 淳

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 遠野住田線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
遠野市綾織町新里1地割61番2地先から29地割10番1地先 まで	新	B 57.5~11.5 m	m 634.0
遠野市綾織町新里19地割1番1地先から29地割10番3地先 まで	旧	A 32.6~10.1	2,342.6
遠野市綾織町新里1地割61番2地先から29地割10番1地先 まで		B 57.5~11.5	634.0

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 県南広域振興局土木部遠野土木センター
- (2) 期間 平成28年3月29日から同年5月2日まで